



宮 監 公 表 第 14 号
平 成 30 年 2 月 21 日

宮 崎 市 監 査 委 員	梶 谷 欣 也	
宮 崎 市 監 査 委 員	神 戸 洋 一	
宮 崎 市 監 査 委 員	伊 地 知 義 友	
宮 崎 市 監 査 委 員	日 高 あ き び	

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

総務部(総務法制課、人事課、情報政策課、契約課、庁舎管理課、危機管理局危機管理課)の平成28年度及び平成29年4月1日から10月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

平成30年1月5日から平成30年2月16日まで

4 監査の方法

総務部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査執行上の除斥

本監査にあたって、梶谷欣也監査委員は、平成28年度管財課に係る事項について地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

6 監査の結果

(1) 総務法制課、人事課、情報政策課、契約課及び庁舎管理課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、危機管理局危機管理課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(危機管理局危機管理課)

①平成28年度市外旅行(秋田市:平成28年10月13日~14日)について、概算払いによる航空賃(62,380円)と実際の航空賃(62,280円)が相違し100円の戻入が発生しているにもかかわらず、適正な精算及び戻入処理が行われていなかった。